

○みやま市総合市民センターあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 みやま市における総合的な市民センターのあり方について調査検討するため、みやま市総合市民センターあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合的な市民センターのあり方に関すること。

(2) その他市民センターのあり方に関し委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共団体等の代表者

(2) 公募による市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定による公募の手続きは、みやま市審議会等の委員の公募に関する要綱（平成25年告示第103号）の規定によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。